

# 民法改正～事業者が覚えておきたい点を中心に～

改正民法が平成29年5月26日に成立し、6月2日に公布されました。今号では、この民法改正について、紙幅の制約からビジネスに影響が出そうな点等の主要な改正点を中心に解説します。

## 1. いつから施行されるか

改正民法は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（附則1条）。要は遅くとも平成32年6月1日までに改正法が効力を持つわけで、その後にした契約が原則として対象となります。

## 2. 消滅時効

これまで、契約による一般債権は10年、商行為による場合は5年、工事代金は3年、学校の授業料は2年、運賃や宿泊・飲食代金は1年で時効など、時効消滅までの期間が細かく区分されていました。これが改正により、権利行使できると知つてから5年、権利行使できる時から10年に統一されました（新166条）。たとえば、飲食代金をツケ払いにした場合、1年で時効消滅していたのが、今後は5年に延びるわけです。

ただし売買等の契約目的物の種類や品質が契約内容に適合しないものだった場合に買主等は不適合の事実を知つてから1年以内に相手に通知しないと、追完や減額・

損害賠償請求や解除ができないと、いう例外もあります（新566条）ので注意してください。

また事故等の不法行為債権は原則3年となっています。

## 3. 法定利率

法定利率とは、契約によって利率を決めなかつた場合に認められる利息や遅延損害金利率のことです。これまで年5%（商行為による場合年6%）だつた法定利率が、改正により年3%となり、さらに短期貸付けの平均利率の上下により3年ごとに利率が変動することとなりました（新404条）。

## 4. 保証

これまで契約で約定利率について考へてこられなかつた方も、今後、契約書等で利息や違約金を明確に定めた方がよいと思います。

## 6. 定型約款

これまで、契約の約款についての規定は民法等にありませんでしたが、改正により、定型取引（特定多数相手で画一的な取引）におけるものについて定型約款（契約内容とすることを目的として特定の者が準備した条項の総体）を用意した場合に限つて規制をすることとしました。

## 7. 約款の成立時点

これまで、契約の申込に対し承諾をした人が、承諾の通知を発信すると、たとえ申込者に届かなくとも契約が成立するとされていましたが、改正後、承諾の通知が届かない限り契約が成立しないこととなりました（新97条）。

これまで安易に事業者向け融資に個人保証することで保証人が過大な債務を負う被害が生じていましたが、安易な保証を防ぐため、事業のために負担した資金等債務の保証契約や、事業のために負担する資金等債務が含まれる根保証契約について、契約締結の日前1か月以内に保証意思を表示した公正証書が必要となりました（新465条の6）。

ただし、この公正証書は主債務を認めることが考えられます。約款内容

### 筆者紹介

**田村 誠志** (たむら まさし)  
あしたば法律事務所・弁護士  
船橋駅北口徒歩3分  
電話: 047-455-3944  
契約等の案件処理を扱うほか各団体に出張講義も行っていますので、お気軽にお問合せ下さい。



その他にも様々な改正点がありますが、他日を期したいと思います。

現在ある約款も定型約款にあたる場合、一定の条件の下で一方的に内容を変更できるという改正法のルール（新548条の4）が適用されることとなります（附則33条1項）、施行日までに相手から反対する通知があると、この適用がなくなります（附則1条2号、33条2項3項）。

開示義務は相手から請求されたときまで生じませんが（新548条の3）、後のトラブルを予防するためにも、相手に約款を渡したほうがよいでしょう。なお、一方的に自身の損害賠償義務を免除するような信義則違反の条項は契約から外されます。

現在ある約款も定型約款にあたる場合、一定の条件の下で一方的に内容を変更できるという改正法のルール（新548条の4）が適用されることとなります（附則33条1項）、施行日までに相手から反対する通知があると、この適用がなくなります（附則1条2号、33条2項3項）。